

伊那市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H19.4.1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
18年度	人 74,178	千円 30,845,072	千円 884,585	千円 5,530,816	% 17.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
18年度	人 678	千円 2,572,128	千円 358,681	千円 1,047,911	千円 3,978,720	千円 5,868

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

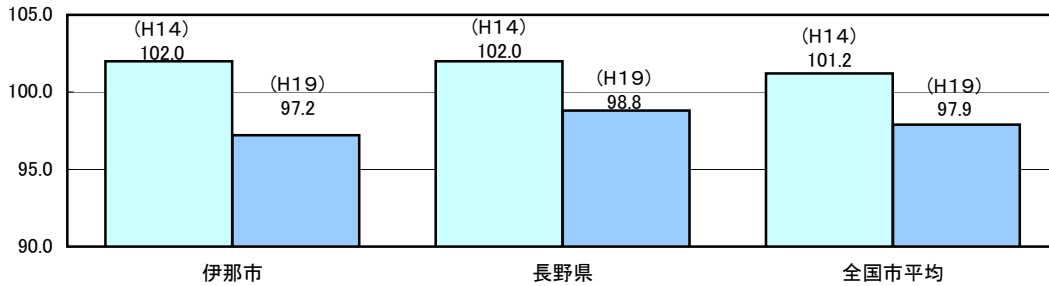
(3) 特記事項

市町村合併を機に、職員の給与制度について見直しを行いました。従来の勤務年数を主体とした昇格基準を、課長、係長等の職務内容に基づく昇格基準に改め、人事評価制度も導入してまいります。

給料月額については、3市町村のいずれの水準をも下回る給付水準に改めました。

職員手当については、そのほとんどを国の支給内容に準拠するよう改正しました。また、特殊勤務手当については、見直しにより10種類の手当を廃止しております。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊那市	42.9 歳	339,700 円	415,063 円	364,459 円
長野県	45.1 歳	366,648 円	432,505 円	403,195 円
国	40.7 歳	325,724 円	— 円	383,541 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間		
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
伊那市	52.1歳	31人	385,223 円	402,086 円	392,286 円	—	—	— 円
給食技師	52.8歳	28人	392,200 円	403,976 円	396,962 円	調理師	41.7	251,500 円
バス運転手	45.9歳	3人	320,100 円	384,450 円	348,650 円	営業用バス運転手	46.2	340,700 円
長野県	47.1歳	650人	335,604 円	373,396 円	360,400 円	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094 円	— 円	320,514 円	—	—	—
類似団体	48.3歳	67人	292,657 円	317,883 円	305,183 円	—	—	—

区分	参 考			
	(A/B)	年収ベース(試算値)の比較		
		公務員 (C)	民間 (D)	(C/D)
伊那市	—	—	—	—
給食技師	1.61	6,703.5 千円	3,367.0 千円	1.99
バス運転手	1.13	5,777.6 千円	4,088.7 千円	1.41

(注)1 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。また、(国ベース)は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

- 2 民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3ヶ年平均)
- 3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分		伊 那 市	長 野 県	国
一般行政職	大 学 卒	170,200 円	170,200 円	170,200 円
	高 校 卒	138,400 円	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高 校 卒	採用なし	134,000 円	公表数値がありません

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成19年4月1日現在)

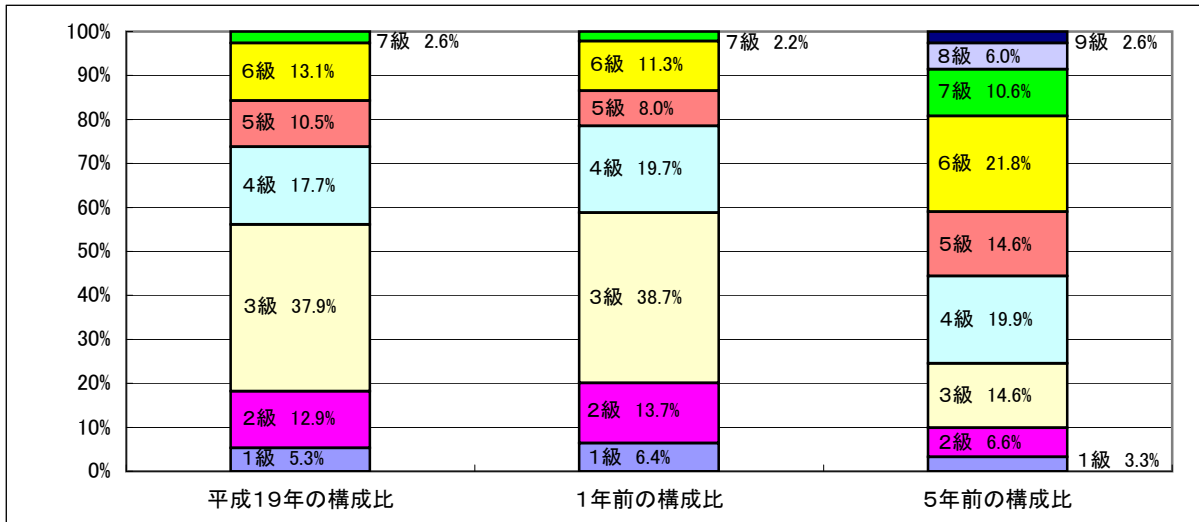
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	264,987 円	320,109 円	362,241 円
	高 校 卒	240,036 円	267,011 円	305,946 円
技能労務職	高 校 卒	該当者がいません	該当者がいません	該当者がいません

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長・局長・総合支所次長の職務 教育委員会事務局次長・議会事務局長の職務 参事の職務	11 人	2.6 %
6 級	課長・室長・施設長・企画調整幹の職務 選挙管理委員会事務局次長・監査委員事務局次長・農業委員会事務局次長・公平委員会事務局次長の職務 副参事の職務	55 人	13.1 %
5 級	課長補佐・室長補佐・次長の職務 主幹又は技幹の職務	44 人	10.5 %
4 級	係長・支所長・園長・副園長・診療所の事務長の職務 美術館の副館長の職務 副主幹又は副技幹の職務	74 人	17.7 %
3 級	主査又は技術主査の職務 主任又は技術主任・主任給食技師の職務 主任事務員又は主任技術員の職務	159 人	37.9 %
2 級	高度な知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務 高度な知識又は経験を必要とする給食技師の職務 高度な知識又は経験を必要とする事務員又は技術員の職務	54 人	12.9 %
1 級	主事又は技師・給食技師の職務 書記又は技手の職務 事務員又は技術員の職務	22 人	5.3 %

- (注) 1 一般行政職の職員数には福祉職、医療職、企業職等を含みませんので、市職員総数とは異なります。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更します。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価制度の導入に向けた試行期間中であるため、勤務評定の昇給への反映は行っていません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊那市	長野県	国
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,546 千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,845 千円	公表数値がありません
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5 ~ 15 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 15 ~ 25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 10 ~ 25 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

現在、人事評価制度の導入に向けた試行期間中であるため、勤務成績の勤勉手当への反映は行っていません。

(2) 退職手当 (平成19年4月1日現在)

伊那市	国
支給率	支給率
自己都合 勤続20年 23.40 勤続25年 33.50 勤続35年 47.50 最高限度額 59.28	自己都合 勤続20年 23.40 勤続25年 33.50 勤続35年 47.50 最高限度額 59.28
勸奨・定年 30.55 41.34 59.28 59.28	勸奨・定年 30.55 41.34 59.28 59.28
その他の加算措置 早期退職者2~20%加算(45歳早期退職者にあつては30%)	その他の加算措置 早期退職者2~20%加算
1人当たり平均支給額 千円 10,556	1人当たり平均支給額 千円 公表数値がありません

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績 (平成18年度決算)		779 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)		1,149 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成18年度)		0.4 %	
手当の種類(手当数)		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	健康推進課職員	感染症等の病原体に汚染されている区域において、患者の救護、搬送、病原体の付着した物件等の処理に従事したもの	1日につき500円
行旅死亡人取扱手当	社会福祉課職員	行旅死亡人処理作業へ従事したもの	1件につき3,000円
死体取扱手当	高齢者福祉課職員	福祉事務所等に勤務する職員で死体の収容、死後の処置に従事したもの	1件につき2,000円

(注) 夜間看護手当等10種類の特殊勤務手当を廃止しました。

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (平成18年度決算)	169,362 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)	249 千円

(5) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

区分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外の扶養親族二人まで 月額 6,000円 (扶養親族でない配偶者がある場合、一人については6,500円、配偶者がいない場合、一人については11,000円) <ul style="list-style-type: none"> ・その他一人につき 月額5,000円 ・満15歳に達する日後の年度の初めから満22歳に達した日後の年度末までの扶養親族一人につき 月額5,000円加算 	同		千円 61,764	円 91,097
住居手当	貸家等の家賃を支払っている職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃月額23,000円以下 手当額=支払家賃-12,000円 ・家賃月額23,000円超 手当額=(支払家賃-23,000円)×1/2+11,000円 自己所有住宅居住の職員に支給 月額2,500円(新築又は購入から5年以内の住宅に限る)	同		千円 18,851	円 27,804
通勤手当	通勤に交通機関を利用する職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・運賃相当額(限度額55,000円) 自動車等の交通用具を使用する職員に支給 片道 2km以上 5km未満 月額2,000円 片道 5km以上10km未満 月額4,100円 片道10km以上15km未満 月額6,500円 片道15km以上20km未満 月額8,900円 片道20km以上25km未満 月額11,300円 片道25km以上30km未満 月額13,700円 片道30km以上35km未満 月額16,100円 片道35km以上40km未満 月額18,500円 片道40km以上45km未満 月額20,900円 片道45km以上50km未満 月額21,800円 片道50km以上55km未満 月額22,700円 片道55km以上60km未満 月額23,600円 片道60km以上km以上 月額24,500円	同		千円 31,064	円 45,817
管理職手当	1種(部長等) 月額46,030円 2種(課長等) 月額34,072円	異(低い)	国は特別調整額として支給	千円 20,959	円 30,913

区分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
単身赴任手当	異動により転居し、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、距離制限を満たす職員に支給 ・月額23,000円に交通距離(職員の住居と配偶者の住居までの距離)に応じて上限45,000万円を加算した額	同		千円 0	円 0
休日勤務手当	正規に割り振られた勤務時間が休日であった場合に、勤務した職員に支給 手当額＝ 1時間あたりの給与額×1.35×勤務時間	同		千円 0	円 0
夜間勤務手当	正規に割り振られた勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時)であった場合に、勤務した職員に支給 手当額＝ 1時間あたりの給与額×0.25×勤務時間	同		千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき5,200円 勤務した時間が5時間未満の場合は半額	異 (高い)※	国は勤務1回につき4,200円	千円 2,363	円 3,485
管理職員特別勤務手当	管理、監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要により休日に勤務した場合に支給 管理職手当支給割合に応じ、6,000円～8,000円	異 (低い)	国は管理職手当の支給割合に応じ 6,000円～ 27,000円	千円 681	円 1,004
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所を離れて本市に滞在する者に支給 1日につき6,620円以内	—	—	千円 0	円 0
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間下記区分により支給 ・世帯主である職員で扶養親族のあるもの 月額17,400円 ・世帯主である職員で上記以外のもの 月額10,200円 ・世帯主以外の職員 月額7,360円	同		千円 37,392	円 55,150

※地方公務員については、労働基準法の適用を受け、手当支給額の計算方法が国と異なるため。

5 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区分	給料月額等			
	(参考)類似団体における最高 / 最低額			
給料	市長	928,000円	1,089,000円 / 636,300円	
	統括副市長	768,000円	895,000円 / 542,000円	
	特命副市長	681,000円	— / —	
	総合支所長	580,000円	— / —	
報酬	議長	459,000円	551,000円 / 269,000円	
	副議長	383,000円	507,000円 / 228,000円	
	議員	360,000円	475,000円 / 213,000円	
期末手当	市長	(平成19年度支給割合)		
	統括副市長			
	特命副市長			
	総合支所長			
	議長			
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	統括副市長	給料月額×勤務月数×50/100	22,272,000円	任期ごと
	特命副市長	給料月額×勤務月数×35/100	12,902,400円	任期ごと
	総合支所長	給料月額×勤務月数×20/100	2,784,000円	任期ごと
	備考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月、総合支所長にあっては2年=24月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

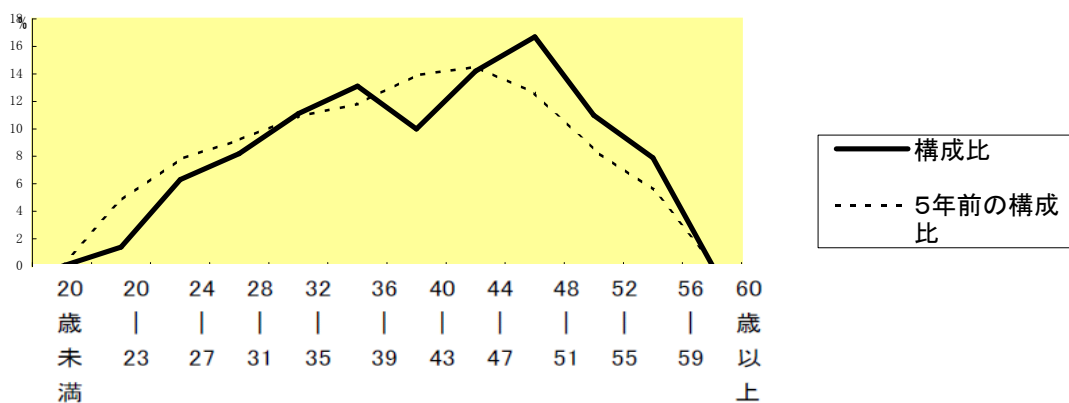
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	6	5	-1	収税業務、高齢者福祉業務等の充実のための増員
		総 務	131	130	-1	
		税 務	42	48	6	
		労 務	4	4	0	
		農林水産	38	39	1	
		商 工	21	21	0	
		土 木	45	49	4	
		民 生	227	231	4	
	衛 生	44	47	3		
		計	558	574	16	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.7 人
	教 育	114	104	-10	給食調理員の非常勤職員化による	
	消 防	-	-	-		
	小 計	672	678	6	<参考> 人口1,000人当たり職員数 9.1 人	
公営企業等部門	病 院	16	15	-1	特別養護老人ホームの外部移管による	
	水 道	33	32	-1		
	交 通	4	4	0		
	下 水 道	28	28	0		
	そ の 他	46	26	-20		
	小 計	127	105	-22		
総 合 計		799	783	-16	<参考> 人口1,000人当たり職員数 10.6 人	
		[862]	[862]	[0]		

(注) 1 職員数は消防職等を除く、一般職に属する職員の数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成19年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳)	24歳)	28歳)	32歳)	36歳)	40歳)	44歳)	48歳)	52歳)	56歳)	60歳 以上	計
職員数	人	11人	49人	64人	87人	103人	78人	111人	131人	86人	62人	1人	783人

(注) 5年前の構成比に高遠町・長谷村は含まれていません。

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成27年3月31日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成27年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 832	人 657	人 175	% 21.0

(注) 「伊那市定員適正化計画」において、平成17年度から平成26年度までの10年間で175人、率にして21%の人員削減を定めております。

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	17年～26年 計	(参考)
							数値目標
一般行政	職員数	573人	558人	574人	人	—	10年間で 79人削減
	増減		-15人	16人	人	1人(-1.3%)	
教 育	職員数	134人	114人	104人	人	—	10年間で 59人削減
	増減		-20人	-10人	人	-30人(50.8%)	
公営企業 等 会 計	職員数	125人	127人	105人	人	—	10年間で 37人削減
	増減		2人	-22人	人	-20人(54.1%)	
計	職員数	832人	799人	783人	人	—	10年間で 175人削減
	増減		-33人	-16人	人	-49人(28.0%)	

(注) 1 計画期間は、17年～26年の10年間です。

2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

7 勤務時間等の状況(標準的なもの)

(平成19年4月1日現在)

1週間の 正規の 勤務時間	1日の 正規の 勤務時間	勤務時間		休憩時間		休息時間
		開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻	
40時間	8時間	午前8時30分	午後5時30分	午後0時00分	午後1時00分	廃 止

(注) 市民課及び保育園等では、時差出勤を導入しています。

8 年次有給休暇の取得状況

平成18年1月1日～平成18年12月31日)

付与日数	平均取得日数
1年につき20日 (翌年への繰越 最高20日)	7.6日

年次有給休暇のほかに次のような休暇があります。

- ・療養休暇
- ・特別休暇(産前・産後休暇、ボランティア休暇など)
- ・介護休暇
- ・組合休暇

9 育児休業の取得状況

(平成18年度)

区 分	女性	男性
新規取得	7人	0人
前年度から継続	20人	0人

10 処分の状況

(平成18年度)

分 限 処 分		懲 戒 処 分	
免 職	0人	免 職	0人
休 職	11人	停 職	0人
降 任	0人	減 給	0人
降 給	0人	戒 告	0人

(注) 人数は延べ人数によるものです。

分限処分とは・・

職員がその職責を十分に果たすことができない時に公務能率の維持・向上のために、職員の意に反して行う処分。いわゆる「病気休職」など。

懲戒処分とは・・

職員の一定の義務違反に対して、秩序維持のために職員の責任を追及して行う制裁。

1.1 職員の営利企業等従事許可の状況

(平成18年度)

内 容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員などの地位をかねるもの	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0件
報酬を得て事業若しくは事務に従事するもの(各種統計調査員報酬など)	5件

1.2 研修の状況

(平成18年度)

研 修 内 容	参加人員
職層研修 新規採用職員研修 ・ コーチング研修 ほか	延べ 124人
専門研修 電子自治体構築研修 ・ 法制執務研修 ほか	延べ 197人
その他 接遇研修 ほか	延べ 532人

1.3 福利厚生の状況

(1) 職員共済組合

・長野県市町村職員共済組合において、短期給付(医療保険)長期給付(年金)、福祉事業(保健事業・貸付事業)を行っており、職員は共済組合の実施する福利厚生事業を受けることができます。市は、地方公務員法等の規定に基づき費用負担をしています。

(2) 職員健康診断の実施状況(平成18年度)

主な検診内容	受診者数
定期健康診断	757人
胃 検 診	260人
大 腸 検 診	294人
子宮がん検診	152人
乳がん検診	180人

その他に、VDT検査、B型肝炎検査などを実施しています。

(3) 職員の労働安全衛生対策

- ・伊那市職員安全衛生委員会の開催
- ・職場巡視の実施
- ・健康相談の実施(産業医・保健師・臨床心理士など)

(4) 職員互助会の設置

- ・地方公務員法第42条に基づく職員の保健その他厚生に関する事業を実施するため伊那市職員互助会が組織されています。
- ・会の運営は、会員からの会費(毎月 給料月額3/1000)と市からの委託料で行われています。なお、平成18年度に市から職員互助会へ支払われた委託料は、1人あたり3,580円になります。

1.4 公務災害の認定状況

(平成18年度)

区 分	認定件数
公務災害	7件
通勤災害	2件

1.5 不利益処分に関する不服申し立ての状況

(平成18年度)

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件

公務上や通勤途上での災害については、地方公務員災害補償基金から補償が行われます。